製品安全データシート

１．製品及び会社情報

製品の名称	：内装用アクリルコーク
品番（色）	：MK-1（ホワイト）、MK-2（ライトアイボリー）、MK-3（オフホワイト）
会社	：株式会社MonotaRO
住所	：兵庫県尼崎市西向島町231-2 GLP尼崎3階
電話番号	：0120-443-509
推奨用途及び使用上の制限	：・屋内壁の隙間充填や、壁クロスの継ぎ目補修。 ・水廻り箇所への使用は適さない。

２．危険有害性の要約

製品のＧＨＳ分類、ラベル要素

物理化学的危険性　；区分外、分類対象外、分類できないに該当

健康に対する有害性；皮膚腐食性・刺激性　：区分３

生殖細胞変異原性　：区分２

発がん性　：区分２

特定標的臓器毒性－反復暴露：区分２（肺）

環境に対する有害性；水生毒性―急性：区分外

水生毒性―慢性：区分外

ＧＨＳラベル要素；絵表示

注意喚起語；警告

危険有害性情報；・軽度の皮膚刺激

・遺伝性疾患のおそれの疑い

・発がんのおそれの疑い

・長期又は反復暴露による肺の障害のおそれ

注意書き

安全対策；・使用前に取扱説明書を入手すること。

・すべての安全注意を読み、理解するまでは取り扱わないこと。

・指定された個人用保護具を使用すること。

・蒸気を吸入しないこと。

応急措置；・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

・暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。

・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

保管　　；施錠して保管すること。

廃棄　　；内容物、容器は都道府県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に廃棄すること。

３．組成、成分情報

単一製品・混合物の区分　：混合物

化学特性　　：アクリルエマルジョン系シール材

危険有害成分：鉱油（安衛法通知物質）、酸化チタン（Ⅳ）（安衛法通知物質）

組成　　：鉱油　　；５％未満

酸化チタン　；２％未満

その他　　；９３％以上

４．応急措置

吸入した場合　　：被災者を空気が新鮮な場所へ移動後安静にし、速やかに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：付着物を拭き取り、水と石鹸でよく洗う。かゆみ、炎症などの症状が発生した場合は、速やかに皮膚科医の診断を受ける。

目に入った場合　：直ちに清浄な水で１５分以上まぶたの裏側を含めて洗眼した後（ｺﾝﾀｸﾄﾚﾝｽﾞ使用者はできる限りｺﾝﾀｸﾄﾚﾝｽﾞを外して）眼科医の診断を受ける。

飲み込んだ場合　：水で口の中を洗浄し、直ちに医師の診断を受ける。無理に吐き出させないようにする。

５．火災時の措置

消火剤　　：粉末、二酸化炭素、泡、乾燥砂、霧状水

使ってはならない消火剤：棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。

特有の危険有害性　　：・燃焼生成ガスは有毒な一酸化炭素を含む。

・火災によって刺激性、腐食性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法　　：消火作業は風上から行う。

消火を行う者の保護　：消火作業は適切な保護具（自給式呼吸器、防火服、防災面等）を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：・漏出物に直接触れない。

・作業時は、必ず保護具を着用する。

（８．暴露防止及び保護措置の項目参照）

環境に対する注意事項：漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。

回収、中和　　：おがくず、土砂、パーライト等を混ぜ、モルタル状として凝固回収し、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策　　：８．暴露防止及び保護措置の項目参照

局所排気・全体換気：８．暴露防止及び保護措置の項目参照

安全取扱い注意事項：・接触、吸入又は飲み込まない。

・取り扱い後はよく手を洗う。

・換気の良い区域で使用する。

接触回避　　：10．安定性及び反応性の項目参照

保管

技術的対策　：必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件　　：・直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。

・保管時の温度は５℃以下 35℃以上にならないようにする。

混触禁止物質：10．安定性及び反応性の項目参照

容器包装材料：製品の容器包装材料にて保管する。

８．暴露防止及び保護措置

管理濃度　　：設定されていない。

設備対策　　：状況に応じ局所排気装置を設置する。

保護具

・呼吸器の保護具：防毒マスク

・手の保護具　　：不浸透性保護手袋

・目の保護具　　：保護メガネ

・皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣

９．物理的及び化学的性質

外観

物理的状態　　：均一なペースト状

臭い　　：エマルジョン臭

物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲：20℃にて 30 分以上で皮膜化（容器外にて）

密度　　：約 1.5（20℃）

10. 安定性及び反応性

安定性　　：通常の条件では安定である。

危険有害反応可能性　：金属と反応（酸化チタンⅣ）、強酸化剤（鉱油）

避けるべき条件　　：現在のところ情報なし。

混触危険物質　　：アルミニウム、カルシウム、マグネシウム、亜鉛、アルカリ金属
（酸化チタンⅣ）、強酸化剤（鉱油）

危険有害な分解生成物：一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報（①鉱油、②酸化チタンⅣ）

急性毒性

経口　①マウス　LD_{50}　45,870mg/kg（区分外）

②ラット　LD_{50}　20,000mg/kg 以上（区分外）

経皮　①データなし

②ウサギ　LD_{50}　10,000mg/kg 以上（区分外）

※区分外

皮膚腐食性・刺激性；

①ウサギを用いた試験において、軽度の刺激性を認めている複数の報告がある。

②ウサギを用いた試験で 0.5g/24h で軽度の刺激性､0.1g/24h で刺激性なしとのデータがある。

※混合物の分類により区分３と判定

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

①ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されて報告がある。（区分２Ｂ）

②ウサギを用いた試験で刺激性あり（mild）との記述がある。

※混合物の分類により区分外と判定

呼吸器感作性；分類対象外

皮膚感作性

①モルモットを用いた OECD Guideline 406 に準拠した複数の試験（maximization test を含む）
において、いずれも感作性なしとの結果が得られている。

②データなし

※区分外

生殖細胞変異原性

①ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験]（体細胞 in vivo 変異原性試験）における異常細胞の増加に加え、職業暴露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察されたこと、及び生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験の情報がない。

②マウスの腹腔内投与による骨髄細胞小核試験および染色体異常試験（いずれも体細胞 in vivo 変異原性試験）で陰性の記載がある。

※混合物の分類により区分２と判定

発がん性

IARC　①グループ３　ヒトに対する発がん性について分類できない　※高度精製油

②グループ２Ｂ　ヒトに対して発がんがあるかもしれない。

欧州及び北米で行われた人に対する発がん性に関する疫学的集団研究では、酸化チタンへの暴露と発がん性の因果関係は示されず、また、人に対して遺伝毒性を示す有用なデータはなかった。酸化チタンを取り扱う作業場の暴露環境下での肺がん発症のおそれはない。

ACGIH　①②　Ａ４　　ヒトに対して発がん性物質として分類できない物質

※混合物の分類により区分２と判定

生殖毒性；分類対象外

特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）;

①ラットに吸入暴露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化（詳細不明）が用量依存的（1.51～5.05mg/L）に見られたとの記述がある。（区分２）

②ヒュームは気道刺激するとの記載より、気道刺激性があると判断する。（区分３）

※混合物の分類により区分外と判定

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）

①長年にわたり鉱油、あるいはそのミストの暴露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され、また、疫学調査において切削油への職業暴露により重度の毛嚢炎の発生が報告されている。（区分１）

②長期又は反復暴露（吸入）による肺の障害（区分１）

※混合物の分類により区分２と判定

吸引性呼吸器有害性

①ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果、油性肺炎又は化学性肺炎をもたらすとの報告がある。（区分１）

②データなし

※混合物の分類により区分外と判定

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性：混合物の分類により区分外と判定

水生環境慢性有害性：混合物の分類により区分外と判定

生態毒性　　：河川等に流出した場合はエマルジョン中の樹脂の粘着による呼吸困難のため魚類が死亡する場合がある。

残留性・分解性　：知見なし。

生態蓄積性　　：知見なし。

土壌中の移動性　：知見なし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物　　：都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

汚染容器・包装　：都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号：非該当

国連分類：非該当

容器等級：非該当

国内規制

・運送前に容器の破損、漏れ等がないことを確認する。

・転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法

・第 57 条の２、施行令第 18 条の２別表第９名称等を通知すべき危険物及び有害物；

政令番号 168：鉱油

政令番号 191：酸化チタン（Ⅳ）

化学物質管理促進（PRTR）法；該当なし

毒物および劇物取締法；該当なし

16. その他の情報

※この情報は新しい知見に基づき、改訂されることがあります。

※ここに記載された情報は、当社の最新の知見に基づくものです。全ての化学品には未知の有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。

以　上